

## 目 次

### (追加提出議案)

令和4年3月定例会

議案番号	件 名
議案第28号	箱根町国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について



議案第 28 号

箱根町国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について

箱根町国民健康保険条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 3 月 10 日提出

箱根町長 勝 保 浩 行

(提案理由)

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 3 年政令第 253 号）が令和 3 年 9 月 10 日に公布され、令和 4 年 4 月 1 日から施行されること、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 44 号）が令和 4 年 2 月 18 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されること等に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。



## 箱根町国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(箱根町国民健康保険条例の一部改正)

第1条 箱根町国民健康保険条例（昭和34年箱根町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条の3中「第17条の4」の次に「及び第17条の7」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第13条の6中「63万円」を「65万円」に改める。

第13条の6の2中「第17条の4」の次に「及び第17条の7」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第13条の6の12中「19万円」を「20万円」に改める。

第17条の4の見出しを「(低所得者の保険料の減額)」に改め、同条第1項中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第4項中「63万円」を「65万円」に改める。

第17条の6の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第17条の7 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（次項に規定する場合を除く。）における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条又は第13条の5の規定により算定した基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額を減額して得た額とする。

2 当該年度において、第17条の4の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減額して得た額とする。

(1) 第13条又は第13条の5の規定により算定した基礎賦課額の被保険者

均等割の保険料額から、当該保険料額に第 17 条の 4 第 1 項各号に掲げる者の区分に応じてそれぞれ当該各号アに掲げる割合を乗じて得た額を減額して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10 分の 5 を乗じて得た額

3 第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前 2 項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

4 前 3 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項及び第 2 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 13 条又は第 13 条の 5」とあるのは「第 13 条の 6 又は第 13 条の 6 の 10」と、前項中「第 13 条第 2 項及び第 3 項」とあるのは「第 13 条の 6 の 6 第 2 項及び第 3 項」と読み替えるものとする。

(箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和 2 年箱根町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則中「傷病手当金の支給を始める日」を「新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した日又は発熱等の症状があり当該感染症に感染したことが疑われる日」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の箱根町国民健康保険条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 3 年度分までの保険料については、なお従前の例による。